

泉南市交通バリアフリー基本構想の概要

1. 経緯

平成15年3月27日作成

平成15年5月6日公表

2. 泉南市の概要

人口 64,152人 世帯数 20,709世帯 面積 47.34 km²

高齢者数 9,268人(14.4%)(全国平均17.3%)

身体障害者数 1,977人(3.0%)(全国平均2.9%)

3. 旅客施設及び重点整備地区の概要

JR阪和線と泉砂川駅(1日平均利用者数10,996人)

重点整備地区の面積 100ha

主な施設 泉南市役所 総合福祉センターあいびあ泉南 市立体育館
市立保健センター 市立図書館 市立文化センター

重点整備地区の選定理由

JR和泉砂川駅は、本市で最も乗降客が多く、駅前から都市軸である都市計画道路信達樽井線(府道と泉砂川停車場線 市道信達樽井線)の周辺を中心とした範囲に、市役所や総合福祉センターをはじめとする公共施設が集中しており、移動制約者の利用することが多いと考えられる。また、当地区の現状は、駅前周辺の交通渋滞、歩道幅員が狭く歩行者の安全確保が困難である等の問題が生じており、快適な都市環境を創出するためにも、当地区をバリアフリー整備における重点整備地区とした。

4. 泉南市交通バリアフリー基本構想の特徴

泉南市は、和泉砂川駅から市役所を通る府道と泉砂川停車場線及び市道信達樽井線を軸として、高齢者や身体障害者が多く利用する公共施設等が集中している。これらを含むシビックゾーンを中心に、バリアフリー整備方針を策定している。

整備方針に関しては、バリアフリー基本構想の理念である「みんなでつくる温もりのあるまちづくり」をコンセプトに、法に基づく特定経路と法の基準に満たない準特定経路に分けて実現可能性を重視し、整備計画を短期(1~2年)、中期(3~5年)、長期(2010年まで)と明確に設定している。なお、各整備計画が順当に行われているか確認するために、CAPDのマネジメントサイクルを形成し、1年もしくは2年に一度フォローアップ会議を住民参画で行うこととする。

5. 事業の概要

(1) 基本構想の目標年次

2010年(平成22年)

(2) 公共交通特定事業

【JR阪和線和泉砂川駅】

短期

- ・ 職員のサービス向上に引続き全社的に取り組む。(種々の研修等を実施)
- ・ 券売機の点字・ひらがな表記の位置を変更する。
- ・ ホームに、待合室を設置する。

長期

- ・ 車椅子で利用できるように改札口の改善・エレベーター新設・バリアフリー化した利用しやすいトイレなどを整備する。
- ・ 階段手すり・誘導ブロックを改善する。
- ・ 改札付近もしくはホームに電光掲示案内板の設置を検討する。

【バス】

バス事業共通(コミュニティバス・南海ウイングバス南部(株)・和歌山バス那賀(株))

短期

- ・ バリアフリーに対する社員教育の充実を図る(身障者への対応の強化)。

長期

- ・ 車両の構造について、事業者がメーカーと一体になって、使いやすいバスを検討していく。

泉南市コミュニティバス(さわやかバス)

短期~

- ・ よりわかりやすく親しみのもてる交通システムにしていく。

路線バス(南海ウイングバス南部(株)・和歌山バス那賀(株))

長期

- ・ 移動円滑化の促進に関する基本方針に沿った目標に向けて努力する。

(3) 交通安全特定事業・道路特定事業

【全般】

短期

- ・ 市民のバリアフリーに対する認識向上を図り、迷惑駐車・駐輪・不法路上占用物の排除を促進する。

【府道和泉砂川停車場線】

短期

- ・ 劣化した路面標示の補修。

長期

案：用地買収が可能な場合

- ・ 駅前広場の設置および都市計画道路幅員での整備検討を大阪府、公安委員会、JR、市等で都市計画の変更も含めて実現に向けて短期のうちに検討し、早期の整備を目指す。

案：用地買収が不可能な場合

- ・ 用地買収や物件補償等が必要であり、不確定要素があるため2010年までの整

備が不可能に至った場合は、現況道路幅内で特定経路としての歩道幅員を確保し、最低限のバリアフリー化に努める。

- ・ 上記 または による改良後の交差点に信号機設置を検討・実施する。

【市道信達樽井線】

短期（特定経路区間）

- ・ 横断歩道部の段差解消・誘導ブロックの適正化・車止めの改善などを行う。

中期～長期（準特定経路）

- ・ 舗装及び側溝蓋の改修、横断勾配の改善、段差解消、誘導ブロック設置を行う。
- ・ 電柱・標識の移設を促進する。
- ・ 歩道幅員の拡幅を検討する。（車道幅員縮小）

【国道26号】

短期

- ・ 泉南市役所南交差点の国道横断信号の青時間を可能な範囲で長くする。
- ・ 横断歩道等の路面標示の劣化を補修する。
- ・ 歩道のひびわれや目地による段差の解消・透水性舗装化を実施する。
- ・ 現用地幅内で可能な限りバリアフリーに対応した勾配に修正する。
- ・ 特定経路なみの歩道幅員を確保する（未対応箇所）。

中期

- ・ 音響信号を適切な位置に設置する。

【市道樽井大苗代新家線】

中期～長期

- ・ 舗装及び側溝蓋の改修、横断勾配の改善、段差解消、誘導ブロック設置を行う。
- ・ 電柱の移設を促進する（占有者と調整中）。

【主要地方道泉佐野岩出線】

中期～長期（現在事業中のものを継続する）

- ・ 舗装及び側溝蓋の改修、横断勾配の改善、段差解消、誘導ブロック設置を行う。
- ・ 電柱の移設を促進する。
- ・ 歩道のない箇所には、歩道の設置を行う。

【主要地方道和歌山貝塚線・市道牧野山手線】

短期

- ・ 路側線等の区画線、路面標示の検討を行う。

中期

- ・ 側溝の蓋掛けを検討する。

6. 利用者の意見の反映

(1) 協議会への参画

基本構想の策定過程においては、協議会に、利用者代表として以下の団体から代表者が参画し、基本構想の検討を行った。

- ・ 泉南市身体障害者福祉会（視覚・肢体・聴覚の各1名）
- ・ 障害者(児)を持つ親の会
- ・ 泉南市老人クラブ連合会
- ・ 牧野区

- ・ 泉南市婦人団体連合会
 - ・ 泉南市ボランティア連絡協議会
- (2) 意向調査の実施（アンケート）
- 協議会に参画している団体を通じて、障害者・ボランティア160名、高齢者80名、婦人団体80名、地区住民180名の合計500名に対しアンケート調査を行い、332通（66.4%）の有効回答を得た。
- (3) タウンウォッチングの実施
- 高齢者、身体障害者等の利用者参加のもと、駅周辺地区と市役所周辺地区の2班に分けてタウンウォッチングを実施し、当日終了後、問題点の確認・把握を行った。
- (4) 素案の公表・意見募集
- 「泉南市交通バリアフリー基本構想（案）」を作成し、市の広報で意見募集実施を周知し、平成15年3月5日から18日の2週間に渡り、市ホームページ及び市役所情報公開コーナー等2箇所意見募集を行った。
- (5) 反映された主な事項
- ・ 迷惑駐車・駐輪・不法路上占用物の排除
 - ・ 和泉砂川駅へのエレベーター設置及び使い易いトイレへの改築
 - ・ 駅前周辺地区の歩道改良及び駅前広場の設置
 - ・ 歩道の水路蓋改修・舗装改築および段差解消
 - ・ 電柱移設の促進 など

7. 法第6条第4項に定められている関係する機関との協議

- (1) 協議相手機関
- ・ 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社
 - ・ 南海ウイングバス南部株式会社
 - ・ 和歌山バス那賀株式会社
 - ・ 大阪府公安委員会（大阪府泉南警察署）
 - ・ 国道管理者（国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所）
 - ・ 府道管理者（大阪府岸和田土木事務所）
 - ・ 市道管理者（泉南市都市整備部施設管理課）
- (2) 協議成立年月日
- 平成15年3月27日（於：第4回基本構想策定協議会）

連絡先：都市整備部都市計画課

T E L 0724-83-0001

F A X 0724-83-9724

協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年5月17日法律第68号)第6号第1項の規定により、泉南市が策定する重点整備地区である和泉砂川駅周辺地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という)に対する助言を行うため、和泉砂川駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は専門的な立場から調査審議し、基本構想に対する助言を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 身体障害者等の団体の代表者
- (3) 高齢者団体の代表者
- (4) 地域団体の代表者
- (5) 公共交通事業者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) 泉南市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 協議会は、和泉砂川駅周辺地区における基本構想策定を持って解散する。

(会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員(第3条第2項第1号の委員を除く)がやむを得ず会議に出席できないときは、会長の許可を得て、その職務を代理する者を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見または説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、当面の期間、都市整備部都市計画課において処理する。但し、庁内体制の整備があるときは、あらためて担当部課を決することとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成14年11月1日から実施する。

策定協議会委員名簿

氏 名	職 名	役 職
隅田 稔 (すみだ みのる)	泉南市身体障害者福祉会(視覚)	委 員
和田 正博 (わた まさひろ)	泉南市身体障害者福祉会(肢体)	委 員
空閑 政典 (くが まさのり)	泉南市身体障害者福祉会(聴覚)	委 員
西浦 洋子 (にしうら ようこ)	障害者(児)を持つ親の会会長	委 員
松下 高男 (まつした たかお)	泉南市老人クラブ連合会会長	会 長
向井 喜巳雄 (むかい きみお)	牧野区長	委 員
村嶋 和子 (むらしま かずこ)	泉南市婦人団体連合会会長	委 員
新井 幸子 (あらい さちこ)	泉南市ボランティア連絡協議会会長	委 員
田中 規実男 (たなか きみお)	西日本旅客鉄道(株) 和歌山支社総務企画室長	委 員
野沢 建央 (のざわ たてお)	南海ウイングバス南部株式会社 取締役支配人	委 員
岡谷 良一 (おかや りょういち)	和歌山バス那賀株式会社 業務課長	委 員
外山 五郎 (とやま ごろう)	大阪府泉南警察署交通課長	委 員
椎原 孝治 (しいはら たかはる)	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所交通対策課長	委 員
荒木 保登志 (あらか やすとし)	大阪府岸和田土木事務所 建設課長	委 員
中谷 弘 (なかたに ひろむ)	総務部長	委 員
油谷 宗春 (あぶらや むねはる)	市民生活環境部長	委 員
大田 宏 (おおた ひろし)	健康福祉部長	委 員
楠本 勇 (くすもと いさむ)	都市整備部長	委 員
足立 啓 (あだち けい)	和歌山大学 システム工学部 環境システム工学科教授	副 会 長
廣瀬 正順 (ひろせ まさより)	国土交通省近畿運輸局 交通環境部消費者行政課長	委 員
菊屋 英一 (きくや えいいち)	大阪府建築都市部 建築指導室建築企画課参事	臨時委員
三星 昭宏 (みほし あきひろ)	近畿大学理工学部 社会環境工学科教授	特別委員